

呉市電子納品の手引

都市部技術監理室

令和5年2月

電子納品とは

公共事業における調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を、電子データで納品を行うことです。

呉市では、（一社）広島県土木協会が提供する広島県工事中情報共有システムを活用し、受注者が電子成果品の納品を行います。

なお、営繕工事（建築・建築設備）の電子成果品については、電子媒体による納品とします。

電子納品に適用する基準・要領

電子成果品を作成する際のフォルダ構成やファイル形式など、電子納品する電子データの仕様書等については、原則として広島県電子納品実施要領に定める次の要領・基準の最新版に準拠します。

但し、受発注者間で合意した内容等がある場合は、この限りではありません。

【土木工事共通仕様書を適用する建設工事】

工事完成図書の電子納品等要領 本編
工事完成図書の電子納品等要領 同解説
デジタル写真管理情報基準
電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】
電子納品等運用ガイドライン【港湾空港編】
・電子納品・電子検査事前チェックシート（土木工事用）
・CADデータ成果品チェックシート（土木工事用）

【営繕工事】

営繕工事電子納品要領
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕工事編】
・電子納品・電子検査事前チェックシート（営繕工事用）
・電子媒体納品書

【機械設備工事】

工事完成図書の電子納品等要領 機械設備工事編
電子納品等運用ガイドライン機械設備工事編【工事】
・電子納品・電子検査事前チェックシート（機械設備工事用）
・CADデータ成果品チェックシート（機械設備工事用）

【電気通信設備工事】

工事完成図書の電子納品等要領 電気通信設備編
電子納品等運用ガイドライン【電気通信設備工事編】
・電子納品・電子検査事前チェックシート（電気通信設備工事用）
・CADデータ成果品チェックシート（電気通信設備工事用）

☆要領・基準などの入手先（広島県調達情報）☆

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/nouhin/index02.html>

対象工事

次のとおり実施します。

(1) 発注者指定型

当初請負代金額（税込）により対象となる工事を指定します。

順次、対象金額を段階的に引き下げて対象工事の拡大を図ります。

【令和4年9月1日以降に公告，随意契約する建設工事に適用】

当初請負代金額（税込）1億5千万円以上の建設工事

【令和5年4月1日以降に公告，随意契約する建設工事に適用】

当初請負代金額（税込）1億円以上の建設工事

【令和6年4月1日以降に公告，随意契約する建設工事に適用予定】

当初請負代金額（税込）9千万円以上の建設工事

(2) 受注者希望型

受注者が希望することで，電子納品が行えます。

また，広島県工事中情報共有システムで作成可能な工事帳票※のみを電子的に交換・共有する利用の場合も可能とします。

工事帳票の電子的利用だけでも業務の効率化に繋がりますので，積極的に活用してください。

※工事打合せ簿，工事履行報告書，段階確認書，材料確認書，立会書など。

【令和4年9月1日以降に公告，随意契約する建設工事に適用】

当初請負代金額（税込）1億5千万円未満の建設工事

【令和5年4月1日以降に公告，随意契約する建設工事に適用】

当初請負代金額（税込）1億円未満の建設工事

【令和6年4月1日以降に公告，随意契約する建設工事に適用予定】

当初請負代金額（税込）9千万円未満の建設工事

特記仕様書

以下に特記仕様書の記載例を示します。

(電子納品)

- 1 当初請負代金額（税込）1億円以上の工事は，電子納品対象工事とする。
- 2 電子納品とは，調査，設計，工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。電子データは，広島県電子納品実施要領に準拠するとともに事前協議に基づいて作成すること。
- 3 受発注者間の工事情報の交換・共有については，広島県工事中情報共有システムを利用すること。
○広島県工事中情報共有システムポータルサイト
<http://hiroshima.neo-calsec.com/index.html>
- 4 当初請負代金額（税込）1億円未満の工事においては，電子納品を適用することができるものとし，また広島県工事中情報共有システムで作成可能な工事帳票のみを電子的に交換・共有する利用の場合も可能とする。
適用する場合は，現場の着手までに監督員へ申出をすること。

事前協議

契約締結後、受発注者間において電子納品対象物の決定及び確認を行う作業をいい、広島県調達情報に掲載の事前協議チェックシートを用いて行います。

事前協議は受発注者の意思統一を図るとともに、納品や検査を円滑に行うための重要な作業です。

電子納品対象物の決定後は、発注者が事前協議チェックシートを作成の上、受発注者双方で保管し、工事途中で事前協議内容の変更が必要な場合は、変更協議を行い合意することとしてください。

また、事前協議チェックシートの記載事項について、呉市では次のとおりとします。

(1) 工事管理情報

- ・ 施行番号は、工事番号とする。
- ・ 土木工事用の「【農林水産局の案件のみ記載】情報共有システム対象案件」は適用しない。

(3) 利用ソフト等

工事完成図の発注者利用ソフトは、「DynaCAD」とする。

納品された個人情報を含む電子データの取扱い

成果品の中には、個人情報を含む文書や受注者が保有する特許等を含む文書が存在している場合があるため、個人情報等の流出防止に対しては十分に注意してください。